

高岡地区広域圏事務組合財務会計規則

平成5年2月10日規則第4号
改正 平成17年11月1日規則第2号

高岡地区広域圏事務組合の財務会計事務の執行については、高岡市財務会計規則（平成17年高岡市規則第29号）の規定の例による。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 高岡地区公害センター組合財務会計規則(昭和49年高岡地区公害センター組合規則第5号)は、廃止する。

附 則（平成17年11月1日規則第2号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。